

（仮称）福山港鞆地区交流施設の利活用について、契約候補者を選定するため、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2026年（令和8年）9月24日

福山市長 枝 広 直 幹

1 事業概要

(1) 事業名

（仮称）福山港鞆地区交流施設の利活用

(2) 事業対象場所

（仮称）福山港鞆地区交流施設（床面積188.81㎡のうち154.75㎡）

（所在：福山市鞆町後地1576番地1）

(3) 事業内容

民間事業者のアイデア・ノウハウを活かした（仮称）福山港鞆地区交流施設の利活用

(4) 貸付期間

始期は2027年（令和9年）4月上旬を想定し、原則10年間を上限として福山市と契約候補者が協議のうえ決定します。

※（仮称）福山港鞆地区交流施設は現在建築工事中で2027年（令和9年）3月末に完成する予定であり、工事の進捗により貸付の始期が遅れる場合があります。

2 貸付賃料

市が徴取する不動産鑑定に基づく評価額（月額・税込113,300円）以上

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第15号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。

- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当しない者であること。

4 参加手続きについて

(1) 担当部署

福山市市民局まちづくり推進部南部地域振興課

〒720-0403 福山市沼隈町大字草深1889番地6（沼隈支所3階）

電 話：084-980-7713、084-980-7714

FAX：084-987-2382

E-mail：nanbu-chiikishinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) スケジュール

公告・実施要領等の配布開始	2026年（令和 8年）9月24日（木）
質問受付締切	2026年（令和 8年）10月5日（月）
質問書に対する回答期限 ・ 回答方法	2026年（令和 8年）10月15日（木） 市ホームページに掲載します。
参加申込書受付期間	2026年（令和 8年）10月6日（火）から 2026年（令和 8年）10月23日（金）まで
参加申込書の提出者の選定通知	2026年（令和 8年）10月28日（水）
企画提案書の受付期間	2026年（令和 8年）10月28日（水）から 2026年（令和 8年）11月13日（金）まで
プレゼンテーション（評価）の実施	2026年（令和 8年）11月25日（水）
契約候補者の決定・通知	2026年（令和 8年）12月2日（水）
契約候補者との詳細協議	2026年（令和 8年）12月2日（水）から

(3) 実施要領等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

2026年（令和8年）9月24日（木）から同年10月23日（金）まで

イ 配布場所

（1）に記載の担当部署。福山市ホームページからもダウンロードできます。（窓口の場合は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

5 参加申込書の提出者が1者のみ又はない場合の取扱い

ア 参加申込書の提出者が1者のみの場合、当該1者について参加資格の確認を行います。

イ 参加申込書の提出者がいない場合、本件プロポーザルを取り止めます。

6 契約候補者の特定

(仮称) 福山港鞆地区交流施設の利活用事業者評価委員会（以下、「評価委員会」という。）において、評価を行い、評価が高い順に選定します。その後、その選定内容に基づき福山市長が本業務の契約候補者 1 名・契約候補者次順位者 1 名を特定します。

7 契約候補者との契約の締結

本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した契約候補者と事業実施や建物賃貸借契約の締結に向けた協議を実施するための基本協定を締結するものとします。

その後、本市と契約締結に向けた協議を行い、随意契約を締結するものとします。

契約候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、本市は次順位者と契約交渉を行うものとします。

(留意事項)

- (1) 詳細協議は、原則として交渉権者が当初行った提案の範囲内で行うものとし、必要となる費用は契約候補者の負担とします。ただし、詳細協議の中で生じた内容変更を妨げるものではありません。
- (2) 詳細協議の結果、協議が整わなかった（合意に至らなかった）場合は、契約は締結せず、基本協定を解除します。

8 失格条件

次に掲げる失格事項に該当することが判明した場合、評価は行いません。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 評価の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (4) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (5) その他市の指示に違反する場合

9 その他

詳細は、(仮称) 福山港鞆地区交流施設の利活用に関するプロポーザル実施要領に定めるところによる。